

② 過去3期分の財務諸表
 (i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	7,701	10,331	14,202
普通預金	197,038	204,974	178,194
未収金	2,581	1,961	3,058
前払金	188	184	182
仮払金	1,779	1,155	996
商品等	14,012	13,908	15,003
貯蔵品	2,593	3,418	4,997
流動資産合計	225,895	235,934	216,635
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資産	3,000	3,000	3,000
基本財産合計	3,000	3,000	3,000
(2) 都市緑化基金			
都市緑化基金	91,580	74,240	60,061
都市緑化基金合計	91,580	74,240	60,061
(3) 特定資産			
退職給付引当資産	242,466	212,551	240,241
施設整備積立資産	211,000	218,000	182,000
財政調整積立資産	50,000	-	-
特定資産合計	503,466	430,551	422,241
(4) その他の固定資産			
建物	178,010	104,578	99,669
建物付属設備	19,974	4,557	4,939
構築物	173,110	66,081	59,106
機械装置	131,538	131,429	154,374
車輛運搬具	1,161	1,712	1,632
器具備品	17,095	13,917	17,562
庭園	1,236	-	-
電話加入権	1,347	1,347	1,347
その他の固定資産合計	523,475	323,623	338,633
固定資産合計	1,121,522	831,415	823,936
資産合計	1,347,417	1,067,349	1,040,572
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	162,049	167,860	123,311
預り金	312	200	417
仮受金	11	0	-
賞与引当金	-	-	18,139
流動負債合計	162,373	168,062	141,868
2. 固定負債			
退職給付引当金	242,700	211,922	231,423
固定負債合計	242,700	211,922	231,423
負債合計	405,073	379,984	373,292
III 正味財産の部			
指定正味財産	94,580	77,240	63,061
(うち基本財産への充当額)	3,000	3,000	3,000
一般正味財産	847,763	610,124	604,217
(うち特定資産への充当額)	260,766	218,628	190,817
正味財産合計	942,343	687,365	667,279
負債及び正味財産合計	1,347,417	1,067,349	1,040,572

(注) 会計基準は、平成22・23年度は平成16年改正基準、平成24年度は平成20年改正基準に準拠している。

(ii) 正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3	1	0
特定資産運用益	1,343	4,469	8,024
都市緑化基金益	16,993	17,655	14,234
事業収益	1,460,807	1,296,674	1,432,774
受取補助金等	390	120	395
受取負担金	3,252	2,965	2,164
受取交付金	6,734	-	-
雑収益	4,710	33,103	10,626
他会計からの繰入額	-	-	-
共通管理費収益	-	-	-
経常収益計	1,494,236	1,354,990	1,468,220
(2) 経常費用			
事業費	1,405,557	1,311,735	1,456,269
(賞与引当費用)	-	-	▲17,011
(退職給付)	-	-	▲52,149
管理費	145,629	113,474	17,087
(賞与引当費用)	-	-	▲463
(退職給付)	-	-	▲1,064
他会計への繰入額	-	-	-
共通管理費	-	-	-
寄付金	750	-	-
経常費用計	1,551,937	1,425,209	1,473,357
当期経常増減額	▲57,700	▲70,218	▲5,137
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入額	57,228	53,789	-
事務局勘定	-	-	-
経常外収益計	57,228	53,789	-
(2) 経常外費用			
雑損失	2	-	-
固定資産除却損	1,144	1,030	6
固定資産移管損	-	-	-
固定資産寄付金	-	197,167	-
退職給付引当金繰入額	21,344	23,011	-
管理事務所勘定	-	-	-
経常外費用計	22,491	221,209	6
当期経常外増減額	34,736	▲167,420	▲6
税引前当期一般正味財産増減額	▲22,963	▲237,639	▲5,143
法人税、住民税及び事業税	-	-	762
当期一般正味財産増減額	-	-	▲5,906
一般正味財産期首残高	870,727	847,763	610,124
一般正味財産期末残高	847,763	610,124	604,217
II 指定正味財産増減の部			
都市緑化基金運用益	242	315	55
一般正味財産への振替額	16,993	17,655	14,234
当期指定正味財産増減額	▲16,751	▲17,339	▲14,178
指定正味財産期首残高	111,332	94,580	77,240
指定正味財産期末残高	94,580	77,240	63,061
III 正味財産期末残高	942,343	687,365	667,279

(注) 会計基準は、平成22・23年度は平成16年改正基準、平成24年度は平成20年改正基準に準拠している。

(iii) キャッシュ・フロー計算書の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	▲ 22,963	▲ 237,639	▲ 5,906
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	72,953	56,549	53,994
退職給付引当金の増減額	▲ 35,883	▲ 30,777	19,500
未収金の増減額	560	620	▲ 1,197
前払金の増減額	18	3	2
仮払金の増減額	▲ 1,017	481	452
商品等の増減額	2,064	103	▲ 1,095
貯蔵品の増減額	798	▲ 825	▲ 1,579
未払金の増減額	28,000	5,810	▲ 44,448
預り金の増減額	▲ 105	▲ 111	216
仮受金の増減額	▲ 314	132	▲ 293
賞与引当金の増減額	—	—	18,139
建物附属設備除却損	114	3	—
構築物除却損	96	—	—
機械装置除却損	703	132	—
車輛運搬具除却損	7	14	0
器具備品除却損	222	879	6
車輛運搬具移管益	—	▲ 143	—
器具備品移管益	—	▲ 22	—
電話加入権移管益	—	▲ 173	—
車輛運搬具移管損	—	143	—
器具備品移管損	—	22	—
電話加入権移管損	—	173	—
建物寄付金	—	65,080	—
建物附属設備寄付金	—	15,705	—
構築物寄付金	—	97,956	—
機械装置寄付金	—	16,287	—
器具備品寄付金	—	900	—
庭園寄付金	—	1,236	—
固定資産振替額	▲ 29,289	▲ 14,600	▲ 14,689
指定正味財産からの振替額	▲ 16,993	▲ 17,655	▲ 14,234
小計	21,935	197,928	14,773
3. 指定正味財産増加収入	—	—	—
指定正味財産増加収入計	—	—	—
事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,027	▲ 39,710	8,867
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
都市緑化基金利息収入	242	315	55
退職給付引当資産取崩収入	71,633	69,401	33,712
施設整備積立資産取崩収入	9,000	38,400	47,000
財政調整積立資産取崩収入	21,000	50,000	—
都市緑化基金取崩収入	20,677	22,047	18,447
投資活動収入計	122,553	180,164	99,215
2. 投資活動支出			
都市緑化基金取得支出	3,925	4,707	4,268
退職給付引当資産取得支出	20,843	39,486	61,402
施設設備積立資産取得支出	82,000	45,400	11,000
機械装置購入支出	50,190	35,689	48,300
車輛運搬具購入支出	648	1,624	650
器具備品購入支出	4,827	2,981	4,419
構築物建築支出	—	—	951
投資活動支出計	162,434	129,888	130,991
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 39,881	50,275	▲ 31,776
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
共通管理費収入	160,043	93,459	117,634
財務活動収入計	160,043	93,459	117,634
2. 財務活動支出			
共通管理費支出	160,043	93,459	117,634
財務活動支出計	160,043	93,459	117,634
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—
IV 現金及び現金同等物の増減額	▲ 40,909	10,565	▲ 22,909
V 現金及び現金同等物の期首残高	245,649	204,740	215,305
VI 現金及び現金同等物の期末残高	204,740	215,305	192,396

(注) 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

会計基準は、平成 22・23 年度は平成 16 年改正基準、平成 24 年度は平成 20 年改正基準に準拠している。

③ 財務情報の開示状況

- ・ホームページで公開している <http://www.park-tochigi.com/>
- ・財団定款第 36 条の規定に基づき、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示している。
- ・公益法人認定法第 21 条第 2 項の規定に基づき、主たる事務所に備え置いている。

(9) 今後の経営課題

- ① 平成 14 年度以降、プロパー職員を新規採用していないため退職者の補充を県職員OBやプロパー職員OBで対応している。このため、職員の平均年齢は 50.8 歳と高く、年齢構成の偏りは、経理から接客、現場の維持管理に至るまで、様々な業務を遂行するうえでの課題である。
- ② 利用料金収入は、天候や先の震災による利用者数の落ち込み等、外的要因の影響を大きく受ける。安定的に事業を継続していくために、利用者数を増加させることにより収入を確保し、経営の効率化により経費を節減していくことが課題である。

(10) 監査の結果

① 財務諸表に対する注記の記載誤りについて (指摘事項)

財団の平成 24 年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」に下記の誤字がある。

(i) 1 重要な会計方針

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法について

売却減価 → 売却原価

(6) リース取引の会計処理

賃貸借処理に係る方法 → 賃貸借処理に準ずる方法

(ii) 下記の項目は該当事項がないため、項目自体の記載が不要である。

2 会計方針の変更

5 担保に供している資産

8 保証債務等の偶発債務

11 基金及び代替基金の増減額及びその残高

13 関連当事者との取引

(iii) 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

帳簿価額欄は銘柄別に記載されているものの、時価欄及び評価損益欄が銘柄別に記載されていない。また合計欄について時価と評価損益がいずれも「0」と記載されている。時価欄と評価損益欄を銘柄別に記載の上、全銘柄の合計金額を合計欄に記載すべきである。

② 会計処理規程について（指摘事項）

財団の会計処理規程第 58 条には、重要な会計方針が規定されている。その中でリース資産の処理として、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るにリース資産については、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。」と定められている。しかしながら財団の平成 24 年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」においては、リース取引の会計処理として「所有権移転外のファイナンス・リース取引であるが、1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のものであるため、通常の賃貸借処理に係る方法により会計処理している。」と記載されている。（前掲のとおり、注記の記載において「係る」は「準ずる」の誤りである。）

また、会計処理規程第 58 条の（7）では、税効果会計の適用についてとして「（前略）税効果会計を適用している。」と規定されている。一方、収支決算書の注記には、重要な会計方針として税効果会計に関する記載はなく、また実際に税効果会計の適用は行われていない。

いずれも、実態に合わせて会計処理規程を変更すべきである。

③ 棚卸資産の評価方法について（意見）

財団会計処理規程第 58 条にて、棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用する旨を規定している。しかしながら、最終仕入原価法は、税務上は認められた方法であるが、会計上は認められた方法ではない。先入先出法、売価還元原価法等の会計上認められた方法により棚卸資産を評価することが望ましい。

④ 都市緑化基金、未精算額の表示と経費処理の遅延について（指摘事項）

固定資産に計上されている都市緑化基金積立資産の一部は、普通預金で運用されているが、銀行から取得した預金の残高証明書と表示金額が不一致であった。不一致の原因は、未払額を直接差し引いた金額で都市緑化基金（預金）を計上していたためである。都市緑化基金積立資産の金額は預金残高で計上し、未払額を負債（未払金）計上すべきである。

都市緑化基金積立資産から直接控除されていた未払額は、以下のとおりである。

（単位：円）

勘定科目	内容等	金額
消耗品費	グリーンフェスタ資材費等 3 件	396,429
手数料	振込手数料 1 件	315
委託費	緑化ボランティア養成講座実習花壇整備	189,000
賃借料	グリーンフェスタ南小送迎用レンタルバス	32,550

これらの項目は、グリーンフェスタ（平成 24 年 10 月 11 日から 19 日まで開催）に要した費用である。開催の前後に請求書が到達したが、紛失したために支払が遅れ約半年後の平成 25 年 3 月以降になされている。請求書等の保存と経費（支払）の管理を適切に行うべきである。

⑤ 法人税申告書別表五（一）に計上されている「取崩益」と「取崩もれ」について（指摘事項）

法人税申告書別表五（一）I 利益積立金額の計算に関する明細書では、以下の項目が加算されている。

区分	金額	計上時期と内容
取崩益	151,350 円	不明
取崩もれ	2,110,000 円	不明

これらの項目は、現在の税理士事務所が法人税の申告業務の委託を受け始めた平成 11 年度にはすでに計上されており、その経緯を示す帳簿や証憑等は存在せず、内容や計上時期は不明である。また、決算書にもそれに対応する科目も計上されていない。

有税で計上した経緯や内容の判る書類を保管し、適切に処理すべきである。

⑥ 未払法人税等の表示について（指摘事項）

未払法人税等が未払金に含めて表示されている。未払法人税等は納税に備えるために負債計上する項目であり、事業に要する費用の未払金とは区別し単独の科目で計上すべきである。

⑦ 退職給付引当資産の過大積立について（指摘事項）

平成 24 年度決算書上、固定負債に計上されている退職給付引当金が 231,423 千円に対し、固定資産に計上されている退職給付引当資産は 240,241 千円であり、約 8,818 千円が過大に資産積立てされている。財団は、外部借入を行っておらず、また、流動資産に計上されている現金預金の金額も約 192,396 千円あり、資金を潤沢に保有している。余剰積立部分は過去の経営努力により積立てた額であることは理解できるが、余剰部分は、用途を検討すべきである。

⑧ 収益事業での大幅な赤字と事業運営について（意見）

平成 24 年度の法人税申告書別表七（一）によると、過年度に多額の青色欠損金を出している。

事業年度	青色欠損金額	欠損金が生じた主な要因等
平成 21 年度	354,442 千円	那須野が原公園 展望塔（サンサントワー）の県への寄付
平成 22 年度	28,733 千円	主に、猛暑により遊具利用収入が少なかった
平成 23 年度	233,009 千円	震災により生じた固定資産への修繕費の増大

本来、公益法人は、収益事業で純利益を捻出し、法人税を納税した後の剰余金で公益事業を運営することを目的にしている。

しかし、過去 3 事業年度では、震災関連による固定資産修繕や固定資産の県への寄付等、特殊事情があったにせよ収益事業が過大な赤字となり、収益事業での剰余金が発生していない。

公益認定以降は、収益事業の赤字は改善されている。収益事業で赤字となる事のないように経営計画を立て、法人運営を行うべきである。

⑨ 未払消費税の過大計上と過大計上額の翌事業年度での雑収入計上について（指摘事項）

平成 23 年度末の未払消費税（未払金）が過大計上されている。

本来未払計上すべき未払消費税の金額は 5,699,900 円であるのに対して、未払金 9,437,546 円が計上されており、その差額 3,737,646 円過大に計上されている。その差額 3,737,646 円は、平成 24 年度に繰越され、雑収入に計上されている。

例年未払消費税額は決算時には確定し、会計間の精算も済ませているが、平成 23 年度は会計間の精算が遅れたため、消費税確定後の残高をやむを得ず次年度に繰り越した。平成 24 年度は既に改善されている。

消費税の申告納税は適正に行われているが、決算書上、適正な未払消費税の計上を行うべきである。

⑩ とちのきファミリーランドの有用性について（意見）

とちのきファミリーランドは、都市公園の中にあつて、駐車場料金や入園料も無く、小さな子供連れの家族等が低料金で安心して遊ぶことができ、立地も宇都宮外環状線や東武宇都宮線西川田駅から近く、アクセスも良い。

遊園地の規模は大きいとも言えず、また遊具に目新しいものはないが、古くなった遊具に修繕を加えながら使い続ける等、低料金で利用できるような経営努力がうかがえる。往査を行った平成 25 年 8 月 21 日も小学校等の夏休み期間中でもあり、猛暑日にもかかわらず盛況であった。

宇都宮市周辺には大きなテーマパークがなく、とちのきファミリーランドは大変有用で利用価値が高く、公園協会の目的とする利用者に安らぎや潤いをもたらす福祉の増進に寄与していると感じる。今後もより一層の経営努力に期待する。

2. 総合運動公園

栃木県総合運動公園は、宇都宮市の中心から南へ約9kmに位置し、住宅街に囲まれた緑豊かな44haを有する運動公園である。戦後まもなく明るく健康な県民を育成するための施設の一環として造成され、その後、「栃の葉国体」の主会場として再整備された、県を代表する運動施設を持った公園でもある。

園内には、陸上競技場、サッカー場、水泳場等の運動施設のほか、季節感あふれるサツキ、ツツジ、花菖蒲等の修景施設、家族で楽しめる遊園地等の多くの施設で構成されている。

本格的な運動施設と季節感あふれる自然が調和している本公園は、「スポーツと緑とレクリエーション」を一体として楽しみ、県民の心身の向上やスポーツの振興を図ることを目的としている。

(1) 公益目的事業

① 都市公園管理事業

(i) 遊園地事業（自主事業）

本県の子供達に夢と希望を与え、児童や青少年の健全な育成に寄与するために、昭和54年に栃木県総合公園に「とちのきファミリーランド」を設置した。

その運営にあたっては、安心・安全・快適を目標とし、幼児から高齢者まで、低廉で気軽に楽しめる施設の提供に努めている。土日祝日にはキャラクターショー、ファミリーコンサート、マジックショー、大道芸等を開催し、人気のイベントには多くの来園者が訪れている。また、平成24年7月には新機種「ナイアガラクルーザー」を供用開始し、県民のレクリエーション需要に応えている。

当該土地は県所有であり、施設の遊園機械等は財団の所有となっている。土地の使用料については、県に対して使用料減免申請し、栃木県都市公園条例第13条の規定により使用料免除決定通知書を受けている。使用料免除相当額については、のりもの利用料金設定に反映されており、県民の低価格での利用できる環境に寄与している。

＜遊園施設収入及び利用者数の推移＞

年度	遊園施設収入 (円)	利用者数合計 (名)	15歳未満県民人口 (名)
昭和54年度	175,567,650	1,444,465	
昭和55年度	143,861,050	1,267,045	
昭和56年度	140,439,800	1,239,263	
昭和57年度	177,032,750	1,554,379	
昭和58年度	164,002,900	1,423,409	
昭和59年度	173,990,700	1,359,232	
昭和60年度	167,219,800	1,287,054	
昭和61年度	187,990,900	1,427,726	
昭和62年度	175,500,400	1,310,816	
昭和63年度	182,860,900	1,389,491	
平成元年度	185,386,610	1,386,137	
平成2年度	175,361,340	1,306,786	
平成3年度	182,150,800	1,352,242	
平成4年度	164,779,850	1,205,512	
平成5年度	170,371,060	1,253,839	
平成6年度	146,545,640	1,096,186	350,351
平成7年度	146,926,190	1,089,648	342,302
平成8年度	142,086,180	1,064,701	335,044
平成9年度	154,513,300	1,126,355	328,842
平成10年度	154,425,700	1,156,122	322,231
平成11年度	152,865,200	1,199,116	315,578
平成12年度	139,083,300	1,121,753	308,885
平成13年度	162,088,000	1,382,770	303,073
平成14年度	146,113,380	1,294,038	298,407
平成15年度	150,840,900	1,329,551	293,664
平成16年度	144,721,440	1,251,576	289,700
平成17年度	155,426,280	1,279,132	286,441
平成18年度	151,762,050	1,244,244	283,669
平成19年度	142,602,450	1,160,748	280,326
平成20年度	142,243,750	1,186,399	278,413
平成21年度	162,404,650	1,358,318	276,019
平成22年度	145,798,450	1,229,632	273,006
平成23年度	167,178,000	1,381,143	270,229
平成24年度	184,285,000	1,538,399	266,670

(注) 平成5年度以前の15歳未満県民人口については、県公式の正式なデータがないため空欄とし

昭和54年の運営開始時以降、15歳未満の県民人口が減少するなか、利用者数は一定水準で推移している。また、平成24年度は、新機種「ナイアガラクルーザー」を供用開始した効果もあってか、利用者数は過去最大利用者数であった昭和57年と同水準の利用者数となっている。

(ii) 運動事業（自主事業）

心身の健康増進、技術力の向上等のために、県民がスポーツやレクリエーションに参加、体験する機会として「サッカー教室」や「楽しいウォーキング教室」を開催している。

(iii) 施設管理受託事業

県営都市公園である総合運動公園の指定管理事業を受託している。プール施設の個人使用に係る料金については、利用料金制度を採用しているが、他の運動施設等は利用料金制度を採用しておらず、県の収入となっている。

＜施設管理受託事業の収益＞

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公園管理事業収益	163,940,000	163,940,000	153,016,000
プール事業収益	2,736,670	2,523,470	2,903,100
＜内訳＞			
プール収益	2,613,730	2,411,470	2,771,800
大人 (利用人数)	1,632,330 (7,773名)	1,534,470 (7,307名)	1,757,700 (8,370名)
中学生以下 (利用人数)	981,400 (9,814名)	877,000 (8,770名)	1,014,100 (10,141名)
ロッカー収益 (利用回数)	122,940 (6,147回)	112,000 (5,600回)	131,300 (6,565回)

＜施設利用実績（使用料制：県歳入）＞

施設名	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
陸上競技場（団体）	59,635名		68,521名		67,096名	
	1,759,730円		1,681,810円		1,904,740円	
陸上競技場（個人）	9,088名		7,237名		8,976名	
	1,089,360円		868,440円		1,077,120円	
補助競技場（団体）	41,083名		43,593名		47,039名	
	148,540円		146,510円		136,280円	
補助競技場（個人）	2,745名		2,167名		4,177名	
	192,150円		151,690円		292,390円	
野球場	51,156名		75,760名		71,676名	
	1,481,310円		1,986,970円		1,784,330円	
軟式野球場	38,548名		31,183名		27,456名	
	1,346,290円		1,322,510円		1,347,530円	
球技広場	31,337名		26,557名		23,479名	
	436,350円		466,110円		490,340円	
サッカー場	11,762名		8,868名		8,787名	
	525,520円		518,490円		496,950円	
ラグビー場	4,450名		2,065名		1,975名	
	60,710円		68,000円		82,730円	
テニスコート	58,915名		56,652名		57,773名	
	6,230,230円		6,640,540円		6,818,320円	
水泳場	880名		1,000名		1,560名	
	74,200円		86,960円		243,300円	
水泳場（個人）	649名		1,195名		1,087名	
	92,950円		175,380円		184,510円	
合宿所	1,054名		1,068名		1,471名	
	890,880円		863,480円		1,380,720円	
トレーニングセンター（団体）	38,887名		12,738名		29,965名	
	1,611,880円		709,450円		1,556,110円	
トレーニングセンター（個人）	23,584名		11,391名		21,826名	
	3,125,720円		1,511,960円		2,873,550円	
相撲場	1,345名		1,870名		1,395名	
	12,680円		15,790円		22,540円	
コインロッカー	(1,207回)		(870回)		(909回)	
	24,140円		17,400円		18,180円	
合 計	375,118名		351,865名		375,738名	
	19,102,640円		17,231,490円		20,710,340円	

(2) 収益事業

① 販売事業

来園者への便益供与とサービス向上を図るため、飲食物、オリジナルグッズ、土産品等の販売を実施している。売店にはスタッフが常駐し、原則として公園施設の供用日に営業している。自動販売機は、設置許可により設置し、商品補充、集金等の業務は飲料水等の業者に委託し、一定率の販売手数料を徴収している。当事業の利益の一部は、公益目的事業に充当している。

<販売事業の収益>

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
直営販売事業収入	46,466,570	49,683,655	53,574,799
直営自販機事業収入	3,275,010	3,396,700	4,064,400
直営諸事業収入	93,400	100,300	120,050
委託販売事業収入	507,765	588,825	570,242
委託自販機事業収入	8,472,374	8,667,846	10,661,832
合 計	58,815,119	62,437,326	68,991,323

② 県有地管理受託事業

西川田県有地（元宇都宮競馬場）が現在遊休状態になっているが、再開発予定があることから緊急雇用創出事業として当該県有地の管理業務を県より受託している。

(3) 監査の結果

① 未払金の処理について（指摘事項）

平成25年2月、3月に使用した水道料金・下水道料金2,531,183円について未払金として計上がなされていなかった。平成24年度に帰属する支出については未払金として処理すべきである。

② 会計帳簿の保管について（指摘事項）

総勘定元帳を閲覧したところ報告数値と一致していないものが保管されていた。これは、監事の監査等に伴い修正がなされているが、修正前の資料から差し替えがなされていなかったためである。会計帳簿の保管については、最終版のものを保管するよう徹底すべきである。

③ 共通管理費の按分について（指摘事項）

本部経費について各事業に按分を実施しているが明確な按分方法が定められていない。各事業部門の適切な損益が把握できるよう、明確な按分基準に基づき每期継続的に実施していくべきである。

④ 遊園機械の保守点検管理について（意見）

遊園機械の保守点検は、毎日の業務点検及び業者による保守点検業務が3か月に1回実施されている。これらの点検で異常事項について逐一对応しているが、その対応状況の管理は担当者がメモ書きにより把握しているのが現状である。

保守点検での異常事項や対応状況についての履歴を一覧にまとめ、全体で情報共有できるようにしていくことが望ましい。

<参考：業者による保守点検実施状況>

点検区分	平成24年6月分	平成24年9月分	平成24年12月分	平成25年3月
点検日	6月12日～16日(土)	9月4日(火)～10(月)	11月19日(月)～28(水)	2月18日(月)～22(金)
点検機械	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング
点検者	昇降機検査資格者 3名 その他 1名	昇降機検査資格者 3名 その他 1名	昇降機検査資格者 3名 その他 1名	昇降機検査資格者 3名 その他 1名
点検内容	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目

⑤ 総合運動公園の指定管理者制度について（意見）

現在、平成34年県での国体開催に向けて、西川田県有地（元宇都宮競馬場）を含めた施設の再開発計画の検討がなされていることから、非公募による指定管理者制度を導入している。

総合運動公園の再開発整備が進んだ段階においては、非公募の事情がなくなることから公募による指定管理者制度への移行が望ましいと考えられる。

<参考：指定管理料の推移>

(単位：円)

第1期	平成18年度	177,575,000
	平成19年度	177,575,000
	平成20年度	177,575,000
第2期	平成21年度	163,940,000
	平成22年度	163,940,000
	平成23年度	163,940,000
第3期	平成24年度	153,016,000

3. みかも山公園

(1) 事業の実績

① 公益目的事業会計

[公1 施設管理受託事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
フラワートレイン		25,477,140	24,818,940	▲ 658,200
運動施設等		640,500	845,250	204,750
	491,400	491,400	560,700	69,300
	149,100	149,100	284,550	135,450
合計		26,117,640	25,664,190	▲ 453,450

[公1 体験学習事業]

種別	区分	平成23年度		平成24年度	
		回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
香楽亭講習会		26	384	27	383
合計		26	384	27	383

(注) 公1の平成24年度の経常収益計は127,583,500円である。上記の他、指定管理料101,000,000円を計上している。

[公2 緑の相談所事業]

種別	区分	平成23年度		平成24年度	
		回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
相談件数		400		268	
催し物		35	24,884	36	26,857
講習会回数		33	589	27	352
合計		468	25,473	331	27,209

(注) 公2の平成24年度の経常収益計は7,809,548円(うち、指定管理料7,700,000円)である。

② 収益事業等会計

[収1 遊戯施設等事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
直営事業収入		177,000	142,800	▲ 34,200
遊具等収入		177,000	142,800	▲ 34,200
合計		177,000	142,800	▲ 34,200

〔収 2 販売事業〕

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成 23 年度	平成 24 年度	比較増減
直営事業収入		18,909,546	19,504,595	595,049
	直営販売収入	15,418,728	16,133,199	714,471
	委託自動販売機収入	3,490,818	3,371,396	▲ 119,422
合計		18,909,546	19,504,595	595,049

(注) 収 2 の平成 24 年度の経常収益計は 19,507,657 円である。

(2) 監査の結果

① 協賛品の受贈益の計上漏れについて (指摘事項)

(i) 事実

平成 25 年 3 月に開催した「早春の花まつり」において、抽選会を行っており、協賛品としてとちぎ花センターから 48,000 円相当の花苗を、岩舟町みかも山販売組合から 72,000 円相当の野菜セット等を提供してもらっている。この取引に関して会計処理は行っていないため、簿外取引になっている。

(ii) 指摘事項

協賛品の雑収入 120,000 円と催事費 120,000 円をそれぞれ計上すべきである。

4. 那須野が原公園

(1) 事業の実績

(i) 公益目的事業会計

〔公1 自主事業〕

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
プール事業収入		19,482,760	26,750,350	7,267,590
	プール	17,699,960	24,220,750	6,520,790
	ロッカー	500,100	1,350,100	447,800
	貸ボート	349,500	1,179,500	299,000

〔公1 施設管理受託事業〕

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
施設管理受託事業収入		23,199,590	29,487,560	6,287,970
	運動施設等収入	4,502,890	5,165,610	662,720
	テニスコート	1,836,210	2,071,920	235,710
	フィールドアスレチック	1,787,700	1,627,700	▲160,000
	コインロッカー	14,580	15,840	1,260
	そり遊び広場	864,400	1,450,150	585,750
	教養施設等収入	38,200	1,007,950	969,750
	展望塔(サンサタワー)	35,100	956,750	921,650
	展望塔望遠鏡	3,100	51,200	48,100
	オートキャンプ場	18,658,500	23,314,000	4,655,500

(注) 公1の平成24年度の経常収益計は129,429,465円である。上記の他、指定管理料72,682,000円を計上している。

〔公2 緑の相談所事業〕

種別	区分	平成23年度		平成24年度	
		回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
相談件数		132		108	
催し物		47	17,618	45	19,731
講習会回数		24	498	25	520
合計		203	18,116	178	20,251

(注) 公2の平成24年度の経常収益計は8,725,467円(うち、指定管理料8,158,000円)である。

(ii) 収益等事業会計

〔収1 遊戯施設等事業〕

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
遊戯施設等事業収入		4,625,200	3,921,750	▲ 703,450
	貸自転車収入	2,926,100	2,588,650	▲ 337,450
	遊具等収入	1,699,100	1,333,100	▲ 366,000
合計		4,625,200	3,921,750	▲ 703,450

〔収2 販売事業〕

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
販売事業収入		9,426,433	24,147,621	14,721,188
	直営販売収入	3,563,260	19,683,455	16,120,195
	直営自動販売機収入	1,227,800	1,307,800	80,000
	直営諸収入	282,840	380,490	97,650
	委託販売収入	1,844,131	0	▲ 1,844,131
	委託自動販売機収入	2,508,402	2,775,876	267,474
合計		9,426,433	24,147,621	14,721,188

(2) 監査の結果

① 固定資産の減損について（指摘事項）

(i) 平成21年度包括外部監査の指摘内容

グルーピングの方法にもよるが、那須野が原公園のプール事業（一般会計）は赤字となっており、公園事業特別会計（収益事業）と合わせても黒字とはならず、減損の兆候が見受けられる。有形固定資産及び無形固定資産については、新公益法人会計基準に基づき、減損会計の適用を検討すべきである。

(ii) 財団の措置状況について

「公益法人として事業を行っているので、減損会計の適用は必要ない」として、措置不要との判断をしている。

(iii) 指摘事項

非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する会計指針（その3）」に準拠して、減損の要否を検討すべきである。

5. 日光だいや川公園

(1) 事業と会計区分

日光だいや川公園において行われている事業と、それらの会計区分は以下のとおりである。

会計区分	大事業	中事業	小事業
公益目的 事業会計	公1：都市公園管理 事業	自主事業	運動事業 学習事業 イベント事業
		施設管理受託事業 (*)	公園管理事業 運動施設等事業 キャンプ場事業
		体験学習事業(*)	体験学習受託事業
	公2：緑化推進事業	緑の相談所事業(*)	緑の相談所受託事業
収益事業等 会計	収2：販売事業	販売事業	直営販売事業 直営自動販売機事業 直営諸事業 委託販売事業 委託自動販売機事業

(注) 上記のうち、指定管理者制度の対象は(*)を付した事業である。

(2) 監査の結果

① 委託販売手数料の未収計上について(指摘事項)

収益事業等会計に区分されている委託販売事業については、公園内の飲食店の運営を委託しており、当該飲食店の売上高の一定割合を販売手数料として計上している。業務委託契約書によれば、委託料は毎月月末締めで翌月に精算されることになっており、同時に財団の手数料収入も確定することになるが、財団の収入計上は現金主義で行われており、飲食店の3月分売上高に対する手数料収入が4月に計上されている。

同様に委託自動販売機事業についても、公園内に設置された自動販売機に係る販売手数料収入が、現金主義により1ヶ月遅れで計上されている。

質問の結果、現金主義で収入を計上しているのは、販売手数料の確定が翌月末近くになり、年度末には決算に反映させることが間に合わないためであるとのことであった。一方で、担当者によっては同様の販売手数料を発生主義で計上している公園もあり、財団内でも処理が統一されていないとのことであった。

決算期末となる3月分だけは、業者に依頼する等して通常の月よりも早く手数料を確定させ、決算時に未収計上することが望ましい。それが不可能であれば、金額的重要性を鑑み、内規により金額を定めて一定金額以上の場合にのみ未収計上を行うといった対応も検討すべきである。

いずれにしても公園ごとに処理が統一されていないことは問題であり、財団内で発生主義による処理方法を定め、それに沿って運用すべきである。

6. とちぎわんぱく公園

(1) 事業と会計区分

とちぎわんぱく公園において行われている事業と、それらの会計区分は以下のとおりである。

会計区分	大事業	中事業	小事業
公益目的 事業会計	公1：都市公園管理 事業	自主事業	学習事業 イベント事業
		施設管理受託事業 (*)	公園管理事業 教養施設等事業
		体験学習事業(*)	体験学習受託事業
	公2：緑化推進事業	都市緑化事業	通年事業
収益事業等 会計	収1：遊戯施設等 事業	遊戯施設等事業	遊具等事業 わんぱくトレイン事業
	収2：販売事業	販売事業	直営販売事業 直営諸事業 委託販売事業 委託自動販売機事業 委託諸事業

(注) 上記のうち、指定管理者制度の対象は(*)を付した事業である。

(2) 監査の結果

① 現金及び普通預金補助元帳のマイナス残高について（意見）

補助元帳を通査したところ、現金及び普通預金勘定で、通常発生し得ない残高のマイナスが散見された。質問の結果、平成24年度に新公益法人会計システムへ移行した当初、会計単位間の入り繰りが発生し、残高がマイナスとなってしまったとのことであった。平成25年度においては改善されているとのことであるが、適切な記帳を行うべきである。

② 消費税課税区分の誤りについて（指摘事項）

遊戯施設等事業の事業費のうち燃料費支出について、補助元帳を査閲し、消費税計算書と突合したところ、本来消費税の課税対象外となる軽油税5,714円が、課税仕入取引として処理されていた。

財団の補助元帳上では、仕訳ごとの課税区分が表示されないことから、仕訳入力時に課税区分のダブルチェックを行うとともに、決算時には消費税計算書上の課税区分ごとの金額が正しいかどうかを、補助元帳を出力した上で再度確認することが必要である。

③ 委託販売手数料について（指摘事項）

収益事業等会計に計上されている委託自動販売機収入について、補助元帳を通査したところ、平成23年11月分から平成24年5月分まで（ただし平成24年1月分については手数料の対象となる売上なし）の不足分として、69,736円が計上されていた。

これは、ある業者が公園内に設置した複数の自動販売機のうち1台について入れ替えが行われた後、その業者が手数料率の登録を誤り、契約の手数料率よりもかなり低い手数料率で手数料が計算され、支払われていたことに起因する。財団では次年度予算の作成に際し、この自

動販売機を設置した業者からの手数料収入がいつもより少ないことに気が付き、調査した結果、当該事実が判明したとのことであった。

委託販売手数料が正しく入金されているか否かは、本来毎月確認すべきであり、もしそれが実務上困難であれば、サンプルベースもしくはローテーションベースで確認を行うべきである。また、業者の変更や自動販売機の入替えがあった場合には、少なくともその分については、変更や入れ替え後の手数料が正しいかの確認を行うべきである。

なお上記不足分のうち、平成23年11月分から平成24年3月分の不足分26,093円については前年度分であるため、厳密に言えば、正味財産増減計算書上は前期損益修正益として経常外収益に計上すべきである。

④ 福利厚生費支出の按分について（意見）

公園の勤務者を対象に研修旅行が行われ、その費用が収益事業会計の収1：遊戯施設等事業と収2：販売事業に計上されている。当該研修旅行は、その途中で2コースに分かれているため、本来であればコース別の参加人数等を基準として、研修旅行全体の金額を収1と収2に按分計算を行うべきところ、2コースのうちの片方のコースにおける訪問先施設の入場料の金額が、たまたま収2の予算計上額と同一であったことから、その入場料の金額をもって収2の費用として計上している。

費用の計上は、予算額によってではなく、実際の発生額を適切な基準により按分した金額をもって行うべきである。

7. 井頭公園

(1) 修繕

① 小破修繕の措置について（意見）

指定管理者の協定では、見積額 100 万円未満の修繕（小破修繕）は指定管理者の責任となっているが、未措置の案件が 32 件ありすみやかに修繕する必要がある。

指定管理者制度では、協定の仕様書により受託事業毎の決算が義務付けられているため、公園間の資金の融通ができない。仕様書の縛りにより公園毎の収支は明瞭となるが、本当に必要となる修繕措置に資金が効率的に廻せない欠点がある。しかし、現状そのような制度となっている以上、小破修繕は協定書に基づけば指定管理者に修繕の義務があり、法人会計から資金を融通してでも修繕を実行する義務がある。また、小破修繕のために施設単位で慢性的な資金不足が生じるようであれば、そのような事態は指定管理料の見直しの問題と考える。一方、県も予算を抑えることだけに力点をおくと、財団から初期修繕の正しい情報が入って来なくなり、却って将来的に大規模修繕を招く結果になることに配慮しなければならない。

② 大規模修繕の責任について（意見）

井頭公園の大規模修繕の積み残しは、24 件存在している。指定管理者制度において利用料金制を採用している場合、施設の修繕、更新は利用料金を左右する重要な要素である。利用料金の積算は、指定管理公募時の施設状況により算定されているのであるから、その後の施設の毀損・破損の状況は、積算の前提を違えることになる。県は、積み残しの大規模修繕に対して計画的な修繕を行い指定管理者の運営上支障のないよう措置を講じられたい。

平成 17 年度以前の管理委託制度時は、利用料収入や収益事業による財源を県の負担である県有施設の大規模修繕にも振り向けていたが、指定管理者制度導入後は、財団の独自施設（とちのきファミリーランドの遊具）の更新投資資金を確保することが優先されるため、施設整備積立資産として資金を留保している事実が鮮明になっている。指定管理者制度を採用した以上、県有施設の修繕措置は以前の管理委託制度時のような曖昧さがなくなり、指定管理者の利用料金収入にも影響を与えることから、今まで以上に県の責任は重大になる。

(事実関係)

財団では、毎月公園施設の修繕に関する経過報告書を所管課へ提出している。平成 24 年度の「公園施設損傷・改善等履歴一覧表（改訂版）平成 24 年」（平成 25 年 4 月 8 日）によると、井頭公園施設の損傷・改善等件数は 132 件である。この内、措置済みとなっている案件は、75 件（全体に占める割合 56.8%）であり、未措置や経過観察中のものは 57 件（43.2%）である。未措置の内訳は、修繕費見積が 100 万円未満（小破修繕）の案件が 32 件、100 万円以上の修繕が必要となる案件は 24 件、危険なため使用禁止となっている施設が 1 件である（アスレチック）。また、この中には前年度までの案件で緊急性がないとして、平成 15 年以降の積み残し案件が 32 件ある。

項目	平成24年度中の措置 済み案件	未措置・経過観察中の案件				小計	損傷・改善等 合計
		見積100万円未満	見積100万円以上	使用禁止施設			
平成23年度以前	8	19	13	0	32	40	
平成24年度	67	13	11	1	25	92	
合計	75	32	24	1	57	132	

井頭公園の平成24年度の修繕料は、収支予算において8,000千円、決算額は7,644千円である。財団全体の平成24年度正味財産増減計算書における当期一般正味財産増減額は△5,906千円となっている。この内、減価償却費は53,994千円を計上している。資金収支計算書で見た場合、事業活動収支差額は54,136千円である。資金の概要を捉えると、当期一般正味財産増減額△5,906千円に減価償却費(53,994千円)や退職給付費用(53,213千円)等の非資金費用を加算した金額から退職金(33,712千円)を控除した金額(67,589千円)が事業活動による資金収支残となる。退職給付費用は、退職給付引当資産取得支出として同額の支出が生じるとすれば、減価償却費に見合う資金が原則として残ると考えて良いことになる。

下記の表は、このような考え方に基づいて財団の資金収支(固定資産関連の非資金調整後の増減額)の推移を表したものである。また、設備投資額と修繕費の支出状況を併せて表示している。なお、修繕費は、当期一般正味財産増減額の内数である。

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当期一般正味財産増減額	▲ 47,323	22,809	49,510	7,259	▲ 357,224	▲ 22,964	▲ 237,639	▲ 5,906
減価償却費	75,361	55,136	84,919	85,090	72,969	72,953	56,549	53,994
固定資産除却損	8,136	408	2,222	446	4,723	1,144	1,031	6
固定資産寄付金					303,619		197,167	
固定資産関連非資金調整後増減額	36,174	78,353	136,651	92,795	24,087	51,133	17,108	48,094
固定資産取得支出	8,995	7,925	2,164	4,744	10,978	55,666	40,295	54,321
修繕費	102,286	98,099	93,998	116,262	115,895	121,281	67,663	64,377

財団は、この留保資金を積み立てて、施設(遊園地の乗り物)の設備更新に充てることを予定している。平成24年度は、48,300千円の更新投資を行っているが、平成24年度末において、手許資金74,766千円及び施設整備積立資産182,000千円(合計256,766千円)が残っている(次表)。平成21年度までは、設備投資が僅かしかなく、資金の留保が続いて行く状況が確認できる。

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資金								
流動資産	219,588	236,993	308,318	262,530	268,981	225,896	235,934	216,635
流動負債	155,638	124,229	159,338	179,321	134,544	162,373	168,062	141,869
差引：資金	63,950	112,764	148,980	83,209	134,437	63,523	67,872	74,766
長期性資金								
施設整備積立資産	55,356	44,000	90,490	166,000	138,000	211,000	218,000	182,000
財政調整積立金	93,000	93,000	100,000	100,000	71,000	50,000	0	0
資金及び長期性資金合計	212,306	249,764	339,470	349,209	343,437	324,523	285,872	256,766

8. 日光田母沢御用邸記念公園

(1) 現金管理について（指摘事項）

決算における現金調書では、売店売上金の3月31日分は、86,980円となっているが、売店のレジで出力しているレジシートの記録は83,380円となっており、3,600円の差異があった。レジシートを紛失したためであり、今後は適切な管理に努めるべきである。

(事実関係)

日光田母沢御用邸記念公園の売店では、一部の商品を受付にも陳列しているため、受付において商品販売が発生する。売店の売上金は、毎日、「日光田母沢御用邸記念公園売店売上日計表」に纏められ、翌日銀行口座へ預け入れられる。売店売上日計表は、その日のレジシートを基に作成されている。レジシートの現金残高と売店売上日計表の現金合計及び実際の現金在り高は一致することが原則であり、差額があればその理由を売店売上日計表に記載して報告することになっている。

しかし、平成25年3月31日売上の中で受付において販売したハンカチの売上金3,600円分を追加でレジに入力したが最終のレジシートを紛失したため、レジシートの現金残高と売店売上日計表の現金合計が一致しないことになった。

IV. 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団

1. 概要

(1) 目的

この法人は、男女共同参画に関する各種事業及び県民の自主的かつ主体的な活動の支援等を行い、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。(公益財団法人とちぎ男女共同参画財団(以下財団と称す)定款第3条)

(2) 所在地

栃木県宇都宮市野沢町4-1

(3) 沿革

平成7年6月1日 (財)とちぎ女性センター設立
平成8年4月1日 とちぎ女性センター(愛称:パルティ)開館
平成15年10月1日 不妊専門相談センター設置
平成16年4月1日 (財)とちぎ男女共同参画財団に名称変更
施設名:とちぎ女性センターを「とちぎ男女共同参画センター」に変更
配偶者暴力相談支援センター機能の付与
平成18年4月1日 指定管理者による施設管理(18年度~20年度)
平成21年4月1日 " (21年度~25年度)
平成23年4月1日 県とちぎ男女共同参画センター設置(新設)
平成24年4月1日 特例財団法人から公益認定による公益財団法人設立

(4) 役員の状況

評議員9名、理事7名、監事2名
報酬総額 4,624千円

(5) 職員の状況

① 職員13名	県OB職員1名	3,364千円
	県からの派遣職員2名	2,130千円
	財団職員2名	10,551千円
	非常勤嘱託員8名	15,919千円

② 平均年齢 42.3歳

③ 報酬総額及び平均給与金額

年間報酬総額は、31,964千円(職員13名分)

職員13名の平均年間給与は、2,459千円

(6) 県との関係

① 県からの出資金の総額は、38,000 千円であり、出資割合は、100%である。

② 県との契約関係

(i) 補助金、助成金の内容

- a. とちぎ男女共同参画財団自主活動支援事業費補助金 23,044 千円
- b. 「男女共同参画の視点に立った防災対策」普及啓発用資料作成委託 1,145 千円

(ii) 指定管理者の具体的内容

期 間 平成 21 年度～25 年度
請負金額 125,204 千円（平成 24 年度）

③ 県職員、OBの役職員等

OB 役職員 1 名 理事長は OB 職員
1 名の報酬（給与総額） 4,345 千円
県派遣職員 2 名 啓発支援課長、総務課主査の 2 名は県派遣職員

評議員には、県民生活部長
理事には、男女共同参画センター長、教育次長

④ 県との補償契約の内容

とちぎ男女共同参画センターの管理に関する協定書
第 5 条の善管注意義務が財団にある。

第 34 条の第三者の損害の負担では、管理瑕疵等により、利用者等に損害を生じた場合には、財団は、その賠償の責めを負う。また、責任分担の割合は、県と協議して定める。

第 35 条の原状回復では、財団は、自己の責に帰すべき事由により施設、設備等を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(7) 事業の状況

① 公益事業

男女共同参画に関する各種事業及び県民の自主的かつ主体的な活動の支援等を行い、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指す事業

② 収益事業

公益目的以外の施設の貸与、飲料自動販売機の設置

(8) 財務状況

① 準拠している会計基準

公益法人会計基準（平成 20 年改正基準）

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	55,625	56,250	59,500
未収金	908	1,650	23
立替金	0	0	733
流動資産合計	56,533	57,900	60,256
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	38,000	38,000	38,000
基本財産合計	38,000	38,000	38,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,835	7,809	9,044
特定資産合計	6,835	7,809	9,044
(3) その他固定資産			
什器備品	3,115	3,800	3,092
ソフトウェア	3,696	5,464	4,452
その他固定資産合計	6,811	9,264	7,544
固定資産合計	51,647	55,073	54,588
資産合計	108,179	112,973	114,844
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	29,525	27,529	22,534
前受金	2,241	1,884	1,906
預り金	360	220	246
未払法人税等	0	0	3,067
賞与引当金	1,778	1,621	1,543
流動負債合計	33,903	31,254	29,296
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,835	7,809	9,044
負債合計	40,738	39,063	38,340
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	67,441	73,910	76,504
(うち特定資産への充当額)	0	0	(7,809)
正味財産合計	67,441	73,910	76,504
負債及び正味財産合計	108,179	112,973	114,844